

生徒心得

1 挨拶礼儀について

常に礼儀正しく挨拶をきちんとし、正しい言葉遣いを心掛ける。

2 服装・頭髪について

(1) 高校生らしく質素、端正、清潔を旨とする。

(2) 服装は『服装に関する規定』による。

(3) 頭髪は高校生として、ふさわしい髪型とする。パーマ、カール、染髪、脱色、エクステンション、縮毛矯正等加工は禁止する。

(4) 化粧、ピアス、マニキュア等爪への加工は禁止する。

3 登校・下校について

始業は8時30分とし、登校後速やかに朝読書に取り組む。

下校は18時45分に完全下校とする。

4 外出・欠席・遅刻・早退・欠課・忌引について

(1) 始業から放課まで校地外に出てはいけない。やむを得ない場合は学級担任の許可を得て「外出許可証」を携帯する。

(2) 欠席・遅刻・早退等が事前に分かる場合は、必ず保護者が8時30分までに学校へ電話で連絡する。

(3) 欠席・遅刻・早退・欠課及び忌引はすみやかに届け出る。病気で1週間以上欠席する場合は医師の診断書を添えて提出する。

(4) 忌引の日数は下記の通りとする。

父母 7日以内 祖父母・兄弟・姉妹 3日以内 叔(伯)父・叔母・曾祖父母 1日

5 休業日の学校施設の利用について

(1) 休業日における学校施設の利用は、前日までに担当教員の許可を得る。

(2) 利用時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 下校の際には使用した校舎・校具などの清掃・整理整頓を行い、担当教員の点検を受けて、下校する。

6 生活態度について

(1) 始業のチャイムで直ちに学習できるように、学習の用意をして着席する。

(2) 学習や部活動に必要な物以外は学校に持ってこない。

(3) 清掃終了後は教室・廊下などの窓を閉める。その後開ける場合は必ず閉めて下校する。

(4) 外出の際は、行先、外出理由、帰宅時間、同伴者がある場合は同伴者名を、必ず保護者に知らせる。夜間の外出はつとめて避ける。

(5) 保護者の許可なくして外泊をしない。

7 交通安全について

(1) 自転車通学について

ア 自転車による通学は、必ず「自転車通学許可願」を提出すること。

イ 学校指定のステッカーを車体に貼付すること。通学用自転車を変更した場合は、申し出て新たなステッカーを貼付すること。

ウ 自転車通学者は「交通法規」を守ること。(左側通行を守り、並列進行・傘さし運転・二人乗り・無灯火運転等をしない。)

エ 万一に備え自転車保険に加入しておくことが望ましい。

オ 自転車通学者は必ず雨具を準備しておくこと。(雨具の無い者は、通学の許可を

受けることができない。)

(2) バイク（原動機付き自転車を含む）について、下記の事項を守ること。

- ア バイクの免許を取らない。 イ バイクを持たない。
ウ バイクを運転しない。 エ バイクには、乗せてもらわない。

(3) 普通自動車免許の取得について

- ア バイクに準じて在学中は、免許の取得をしない。
イ 自動車学校入校は、2学期の終業日以降とする。免許の取得を希望する場合は、次の事項を厳守すること。

- ① 所定の「願い」を保護者が学級担任をとおして提出し、校長の許可を得ること。
ただし、成績不振者は認めない。
- ② 学習に支障が及ばないようにすること。
- ③ 免許を取得した際は、速やかに学校に「取得届」を提出すること。
- ④ 免許を取得した場合も、在学中は運転しないこと。

ウ 学校に願い出なく自動車学校に入校した場合、中断させることとする。

8 選挙活動及び政治的な活動について

選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒として自覚を持って行うこと。

9 所持品について

- (1) 所持品は華美なものをさける。
- (2) 所持品にはすべて記名をする。
- (3) 貴重品は自分で責任をもって管理する。
- (4) 盗難・紛失等の事故のあった時は、ただちに学級担任に届け出て、生徒指導部の指示を受ける。

10 掲示について

- (1) 掲示は担当教員の許可を受け、所定の場所に掲示する。
- (2) 有効期限が過ぎた掲示は、掲示者が必ずこれを取りはずす。

11 アルバイトについて

- (1) 原則禁止とする。
- (2) 特別な事情がある場合は、保護者の申し出により、許可する場合がある。

その際の留意事項

- ア 泊りがけ、夜間労働、風俗営業等、高校生にとって風紀上好ましくない職種や危険を伴う職種は認めない。
イ 成績、生活リズム等、本人の状況を勘案し、指導する。欠点科目のある生徒は許可しない。

12 スマートフォン等について

- (1) 登校したら、電源を切ってロッカーにしまう。
- (2) SNS等に個人が特定される情報や居場所が特定される写真等を掲載しない。
- (3) SNS等に他人を誹謗、中傷するような書き込みをしない。
- (4) インターネットで有害・悪質サイトへアクセスしない。
- (5) 授業等でスマートフォン、タブレットを使用する場合は、担当教員の指示に従う。

附則

平成14年3月23日 一部改正

平成15年3月19日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部変更

服装に関する規定

1 男子通学服装について

- (1) 冬服装（正装）は黒の詰えり標準型学生服、指定デザインによるワイシャツを着用する。
- ア 上衣の丈は、着丈の2分の1程度とする。
 - イ ボタンの数は、前部に5個、袖にそれぞれ2個とし、全て校章入り指定ボタンを使用する。
 - ウ ズボンのすそ幅は20～24cmを標準とする。
 - エ 校章バッジは、左えり端から2cmのところ、その中心が位置するように固定する。
 - オ セーター、ベストは学校指定のものを着用する。
- (2) 夏服装（略装）は上衣をとり、指定デザインによるYシャツ、同半袖Yシャツ又は同ポロシャツとする。ポロシャツは裾を出してもよい。
- ア ズボンの標準は、冬服装と同一とする。
 - イ 略装期間は、原則として5月1日に始まり、10月31日に終わるものとする。

2 女子通学服装について

冬服装、夏服装ともに指定デザインによる制服を着用する。

- (1) 冬服装（正装）
- ア 上着、指定デザインによる長袖ブラウスを着用する。
腰スカート又はスラックスを着用する。
 - イ 指定リボンを着用する。
スラックスの際は、リボンを着けなくてもよい。
 - ウ 校章バッジは、上着の左胸部を定位置とする。
 - エ スカート丈は原則として購入時の長さ（膝の皿にかかる程度）とする。
 - オ 譲渡による場合もエと同様とする。
 - カ セーター、ベストは学校指定のものを着用する。
- (2) 夏服装（略装）
- ア 指定デザインによる長袖ブラウス、または同半袖ブラウスまたは同ポロシャツを着用する。ポロシャツは裾を出してもよい。
 - イ 学校指定のリボンを着用してもよい。
 - ウ 略装期間は男子と同一とする。
 - エ スカート丈は原則として購入時の長さ（膝の皿にかかる程度）とする。
 - オ 譲渡による場合もエに同様である。

※令和4年度から指定ポロシャツを綿からポリエステルに切り替える。

色は紺と白を用意し、裾だしを許容する。

附則

平成16年3月24日 一部改正

平成18年2月9日 一部改正

平成29年7月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正